

令和6年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験の主な変更点について

兵庫県が求める教員としての素養を備えた優秀な人材を確保するため、令和6年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験（以下、「教員採用試験」と表記）において、以下の点について変更する。

1 臨時講師及び会計年度任用職員の経験を有する者の加点措置の拡充

複雑化・多様化する児童生徒や保護者に対応するためには、学校現場での一定の経験がより必要となっていることから、臨時講師及び会計年度任用職員として経験を有する者について、次のとおり加点措置を拡充する。

出願時において本県内にある公立学校（神戸市立学校を除く）及び国公立大学法人附属学校において常勤の臨時講師または会計年度任用職員（※1）として任用されている者（在籍校種及び担当教科は問わない）の加点措置を拡充し、教職経験により下表のとおり加点する〔第1次選考試験における加点：30点または20点または10点〕。

令和2年4月1日～令和5年3月31日の本県内の学校（国公立、校種及び担当教科を問わない）における教職経験	加点
<u>常勤の臨時講師として3年（※2）</u>	<u>30点</u>
<u>常勤の臨時講師と会計年度任用職員（※1）あわせて2年以上（※2）</u> <u>※ ただし常勤の臨時講師として1年以上の勤務経験が必要</u>	20点
<u>常勤の臨時講師と会計年度任用職員あわせて1年以上（※2）（※3）</u>	10点

※1 会計年度任用職員は「非常勤講師」「育児短時間勤務補完職員」「再任用職員補完職員」「新学習システム推進員」「兵庫型学習システム推進員」「教科担当講師」を示す。また、会計年度任用職員の週あたりの勤務時間数は問わない。

※2 教職経験の数え方は、各月ごとに30日未満の勤務についても1月の勤務とカウントし、12月で1年とする。また、期間内の通算も可とする。

※3 常勤の臨時講師または会計年度任用職員として1年以上も可とする。

2 小学校における教科の専門性を有する人材の確保（新規）

小学校において推進される教科担任制で活躍する人材の確保を図るため、第1次選考試験における加点措置の対象に、「小学校・特別支援学校区分」受験者における中学校または高等学校の免許状所持者について、次のとおり新たに追加する。

対 象	加点
<u>中学校または高等学校の普通免許状所持者（「小学校・特別支援学校区分」の受験者のみ）</u> <u>出願時において中学校または高等学校「数学」「理科」「保健体育」「英語」のいずれかの免許状を有する者（免許状授与予定者も含む → 都道府県教育委員会発行の免許状授与予定証明書または、同等の証明書が必要）</u>	<u>20点</u>

3 日本語指導で活躍できる人材の確保

近年増加傾向にある外国人児童生徒等への日本語指導を担う人材の確保を図るため、日本語指導の資格所有者について、次のとおり加点を引き上げる。

対 象	加 点
日本語指導の資格所有者（以下の3つのうち、いずれか1つに該当する者） 1 大学等で日本語教師養成課程を修了した者、 または修了見込みの者 →当該科目の単位修得証明書が必要 （主専攻は出願時に所定の単位、副専攻は出願時に26単位以上を修得していること） 2 文化庁への届け出が受理された日本語教師養成講座（420時間）を修了した者 3 日本語教育能力検定試験（公益財団法人 日本国際教育支援協会）に合格した者	20点

4 新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者となり、令和4年度実施の本県教員採用試験の第2次選考試験を受験できなかった者への対応（新規）

令和4年度実施の本県教員採用試験において、新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者となり第2次選考試験を受験できなかった者を対象に、令和5年度実施の本県教員採用試験において、次のとおり第1次選考試験を免除する。

令和4年度実施の本県教員採用試験において、新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者となったことにより、第2次選考試験を辞退（欠席）した者については、令和4年度実施の本県教員採用試験の第1次選考試験で合格の判定となった校種・教科を受験する場合において、希望により令和5年度実施の本県教員採用試験の第1次選考試験を免除する。

※ 令和4年度実施の本県教員採用試験の第2次選考試験試験日において、新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者となっていたことを証明する書類（療養証明書等）の提出が必要。

※ インフルエンザに感染していた場合についても同様の対応とする。

5 ICTを活用した模擬授業実施教科の拡大

全ての教員がICTを活用し、児童生徒に個別最適化された授業実践を行うことが求められる中、ICTの活用を含めた授業実践力を評価するため、次の教科においてICTを活用した模擬授業を実施する。

「中学校・特別支援学校区分（社会）」

「中学校・特別支援学校区分（数学）」

「中学校・特別支援学校区分（理科）」

「中学校・特別支援学校区分（技術）」

「高等学校区分（地理歴史・公民）」

「高等学校区分（数学）」

「高等学校区分（理科）」

※ 実施方法、内容については別途、連絡する。